

# 長岡京市デジタル戦略

令和4年2月

長岡京市



## 1 本戦略の趣旨

---

### (1) 我が国の動向

我が国では高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）の制定以降、インターネット等のネットワーク環境の整備は相当程度進展したものの、デジタル技術の進展に伴い、その重要性・多様性・容量が爆発的に増大した「データ」については、生成・流通・活用など全ての側面において環境整備が十分ではありませんでした。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症対応において、国や地方の情報システムが個々にバラバラで十分な連携がなされていなかったことなど様々な課題が明らかとなりました。

このような認識に基づき、デジタル庁では「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日）を策定し、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることができます。

また、総務省及び関係省庁による支援策等をとりまとめた自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和2年12月25日）では、「住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要」としており、その上で地方公共団体においては、

- ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、
- ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと

が求められ、国が主導的な役割を果たしつつも、地方公共団体全体として足並みを揃えて取り組んでいく必要があります。

### (2) 本市の状況

#### ア 人口構造の変化

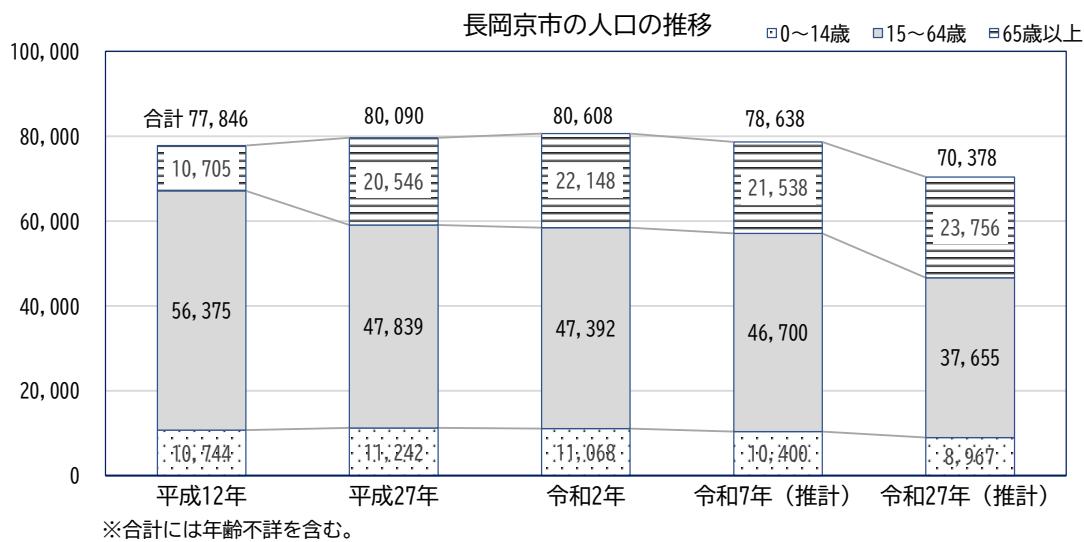
本市では、高度経済成長期の人口急増期を経て、平成期以降、令和元年度までは僅かながら増加を続けていました。令和2年国勢調査人口は80,608人で、平成27年より1,250人増えています。

しかしながら、微増を続けている人口の年齢構成を見てみると、令和2年度の65歳以上の人口比率は27.5%と平成27年度に比べて1.7ポイント、1,475人増加し、高齢化が進行し、若年層、現役世代の人口減少が顕著となっています。

今後の本市人口予測を見てみると、2025年問題と言われる令和7年には緩やかな減少に転ずることが予想されていますが、65歳以上の人口に占める割合はさら高くなり、高齢化が進む一方、15歳から64歳の人口は減少の一途をたどり、現役世代の減少が見込まれます。

65歳以上の人口増加、現役世代の減少による影響として、個人住民税など税収減少や社会保障関連としての扶助費増加が予想され、本市財政を圧迫するとともに、

労働力不足を背景として、職員確保が困難となるため、デジタル技術を活用し業務を効率化していくことが必要です。



※合計には年齢不詳を含む。

令和2年までは、国勢調査結果。推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」による

#### イ 新庁舎整備

令和4年度に新庁舎1期庁舎が、令和7年度には2期庁舎が完成する予定です。新たな市役所は、「にぎわい溢れ、安心に包まれる未来の長岡京を創造する庁舎」という理念の下、市民の安心・安全を支える庁舎、市民に開かれたにぎわいあるまちづくりの拠点となる庁舎であるとともに、年齢や性別を問わず、誰もが利用しやすい庁舎でなければなりません。

また、デジタル技術を活用し業務を効率化することは、この新庁舎の整備がまたとない好機であり、従来の働き方を見直すきっかけにもなります。新しい発想や手法に取り組める環境づくり、市役所内部の横の連携の強化、ICTを活用した意識や業務の改革など、これまで地方公共団体において課題とされてきたことに対しても、新庁舎を契機として解決するよう取り組んでいく必要があります。

それら、市民の利便性向上や業務の効率化を具体化するための手段としてデジタル技術の活用を検討していきます。

#### (3) この戦略の位置付け

長岡京市第4次総合計画第2期基本計画において、2025年問題、認知症社会の到来、新型コロナウイルス感染症拡大を機とした「新しい生活様式の実践」といった社会の変化に対応するための「横断的な視点」として、「新しい時代の流れを力にする」、特に距離と時間の制約を克服し、人の能力・活動を拡張・効率化・代替できるという未来技術の活用を掲げています。この視点は目標ではなく、業務の効率化や市民の利便性向上、地域課題の解決・改善に繋がる可能性として、さらには、これまでの事業運営の在り方を見直す手法として、各施策を展開するに当たり常に意識すべきものとして積極的に

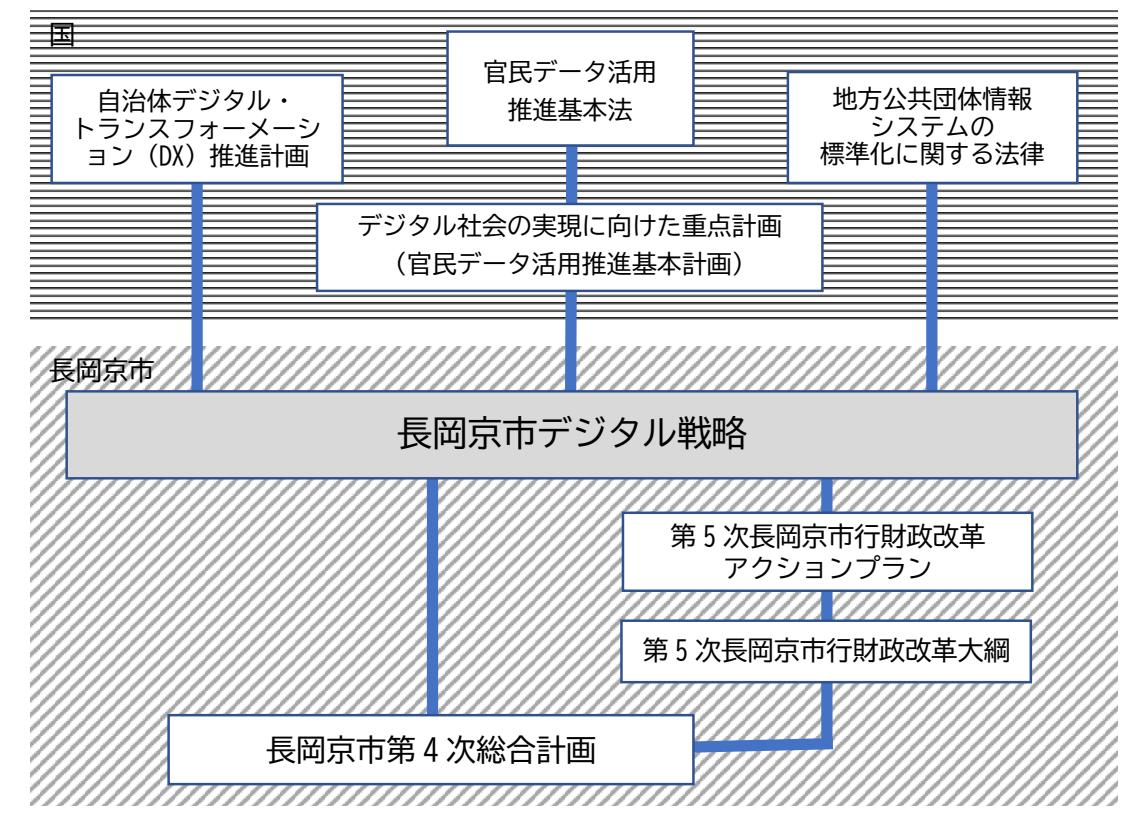
検討していかなくてはなりません。

また、第 5 次長岡市行財政改革大綱に基づく第 5 次長岡市行財政改革アクションプランにおいても、これまでの事業運営のあり方を見直す手法として、デジタル化の取組がプランとして掲げられています。

本戦略は、長岡市第 4 次総合計画第 2 期基本計画及び第 5 次長岡市行財政改革アクションプランに掲げる各施策の目標を達成するための手法や各取組の具体的な方針として策定します。

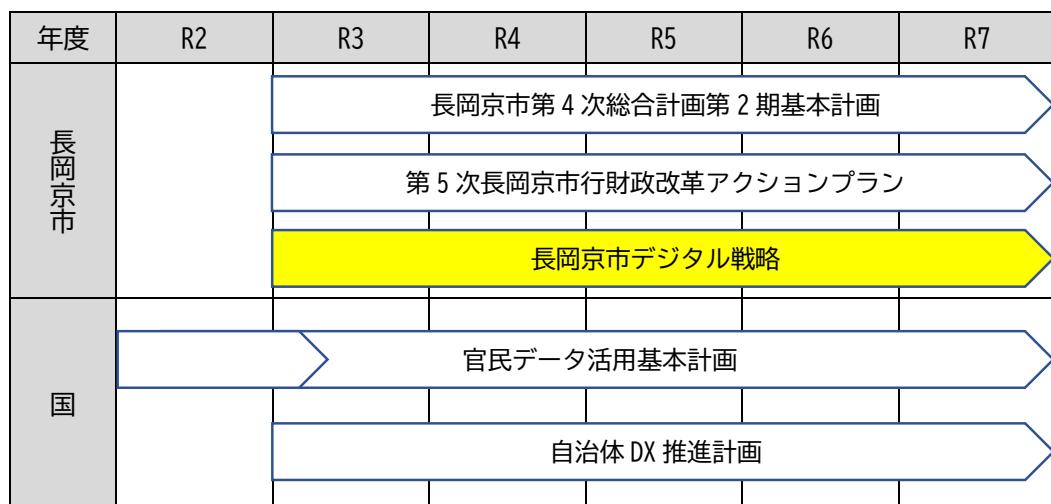
また、平成 28 年 12 月には、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備することを目的とした「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号。以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。この基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対し、官民データ活用の推進に関する計画策定を求めています。この戦略は、官民データ活用推進基本法第 9 条第 3 項に規定される「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付け、長岡市の ICT 推進の総合的戦略として策定するものであります。

(各計画のイメージ)



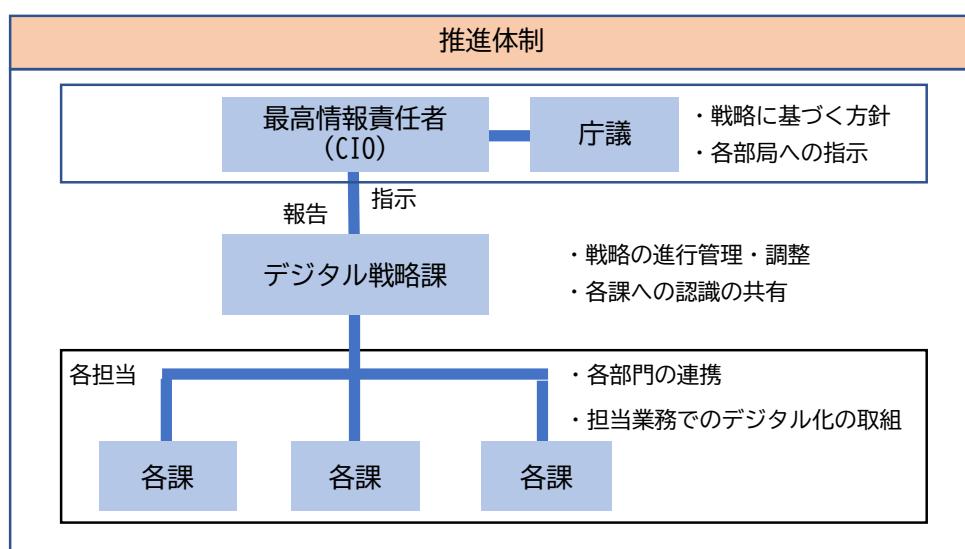
## 2 対象期間

本戦略は、総務省の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画、長岡市第4次総合計画第2期基本計画及び第5次長岡市行財政改革アクションプランの終期である令和8年3月までを対象期間とし、国や長岡市の各施策と整合を図っています。ただし、国の動向や社会情勢の変革変化、第2期基本計画の進捗状況により、必要に応じて随時改定を行うものとします。



## 3 推進体制

令和3年4月に長岡市のデジタル化の取組を進めるため、総合政策部にデジタル戦略課デジタル推進担当を設置しました。この戦略は、最高情報統括責任者（CIO）である第一副市長の下、総合政策部デジタル戦略課が全体調整、進行管理を行いつつ、各所管課と連携、調整しながら進めていきます。そこで出された課題や取組の進捗は、庁議などで市長や各部局に報告し、情報共有します。



## 4 長岡京市の目指すべき姿

長岡京市では、第5次長岡京市行財政改革アクションプランや自治体DX推進計画との整合を図りながら、今後5年間で目指すべき姿を次のとおり掲げます。

目指すべき姿	取 組
1 行かなくてよい市役所	市民が自宅からスマートフォンやPCなどで申請や届出ができる、行政手続を24時間行えるよう、マイナポータルやLINEを活用したオンライン手続を整備します。
2 書かない、待たない市役所	市役所に来庁する手続については、窓口でもデジタル技術の恩恵が受けられるよう、タブレット等の端末による申請支援、申請情報の複数窓口での共有により、申請書記入負担の軽減、フロアごとに移動がないフロアトップの実現、窓口の待ち時間などを可視化することにより、書かない、待たない市役所を実現します。
3 キャッシュレス	市役所や公共施設の窓口での現金払いや、税金などの支払いをオンラインでのキャッシュレスに対応することで、税や使用料などの支払いの利便性を高めることを目指します。
4 誰一人取り残さないデジタル化	全ての市民がデジタル化の恩恵を受けられる環境を整備し、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを目指します。市役所内及び地域のデジタル化をサポートしていきます。
5 デジタル・ワークスタイル	時間や場所にとらわれない新しい働き方を実践する職場環境や離れた場所でも打合せや会議、市民対応が行えるような環境の整備を目指します。また、会議資料の共有などによる資料のペーパーレス化を進めます。 また、職員を事務作業から解放し、職員は、職員でなければできない、より価値のある業務に注力できる環境を整えます。また、ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替することにより、ミスなく事務処理ができるよう業務プロセスを見直します。

## 5 具体的な方針及び取組

目指すべき姿1 行かなくてよい市役所																										
取組（プラン）名	マイナンバーカードの利活用推進																									
課題	<p>① マイナンバーカードの交付率が 40%未満にとどまっている。</p> <p>② マイナンバーカードの利活用先が少ない。</p> <p>③ マイナンバーカードの利用や保持に対する不安を抱いている市民がいる。</p>																									
国の計画	自治体 DX 推進計画では、令和 4 年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実。令和 8 年度には、運転免許証と一体化を開始予定。また、マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォンへの搭載を検討。																									
具体的手法	<p>① 証明書発行対応マルチコピー機（コンビニ交付端末）の拡充（住民票、戸籍関係、所得関係及び印鑑登録の証明書交付）</p> <p>② マイナポータルを利用した本人確認書類を必要とするオンライン手続の拡充</p> <p>③ 市役所でのマイナンバーカードサポート窓口の設置</p> <p>④ 申請のための出張、時間外サポート</p> <p>⑤ 健康保険証等への紐づけ、マイナポイント取得等サポート</p> <p>⑥ マイナンバーカードの空き領域を活用した施策の検討</p> <p>⑦ マイナンバーカードの利用や安全性の周知</p> <p>⑧ その他の利活用方法の検討</p>																									
年度計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">ほとんどの国民が持っている</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">各普及促進事業の実施、利活用事業の検討</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	R6	R7						ほとんどの国民が持っている					各普及促進事業の実施、利活用事業の検討									
R3	R4	R5	R6	R7																						
ほとんどの国民が持っている																										
各普及促進事業の実施、利活用事業の検討																										

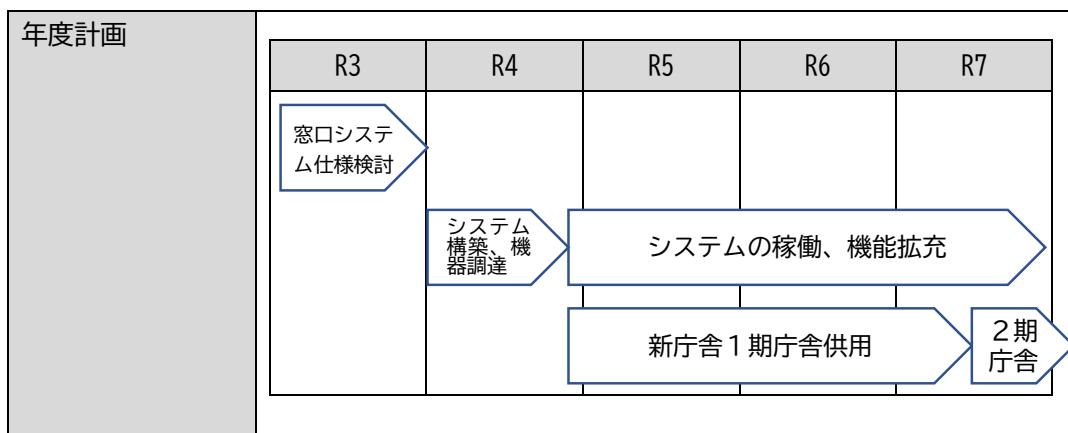
取組（プラン）名	行政手続のオンライン化（オンライン手続の推進）
課題	<p>① オンライン手続を行うためのプラットフォームが整備されていない。</p> <p>② オンライン手続が法令など制度的な規制があり困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面提出や押印が必要なもの</li> <li>・ 申請者以外の同意を必要とするもの</li> <li>・ 申請時に相談を必要とするもの</li> <li>・ 申請時に手数料等が必要となるもの</li> </ul> <p>③ オンライン手続を行うことにより職員の業務が増加する。</p>
国の計画	<p>① 自治体 DX 推進計画において、令和 4 年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続（31 手続）について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に。</p> <p>（※子育て（15 手続）、介護（11 手続）、被災者支援（罹災証明書）、自動車保有（4 手続）の計 31 手続）</p> <p>② デジタル手続法において、国の行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）はオンライン化実施を原則化（地方公共団体等は努力義務）。また、行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備（登記事項証明書や住民票の写しなどの本人確認書類等）</p>
具体的手法	<p>① マイナポータルの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認などが必要な手続などを含む総合オンライン手続プラットフォームとして、マイナポータルを活用する。</li> <li>・ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画別冊」に掲げる「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」を優先し実施</li> <li>・ 処理件数の多い手続のオンライン化による業務の効率化</li> <li>・ マイナポータルでできる手続を随時拡充</li> </ul> <p>② LINE 公式アカウントの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認の不要な手続</li> <li>・ 予約管理が必要な手続</li> </ul> <p>③ 書面や押印が必要な手続をさらに見直し、提出書類の添付書類について、必要性の有無や市が確認を行うなど、省略の検討を行う。</p> <p>④ 基幹システムとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体 DX 推進計画に基づく子育て、介護、引越し手続</li> </ul> <p>⑤ 施設予約システムや図書館システム等個別システムの整備</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設予約や図書館の本の貸し出しなど個別システムを隨時見直し機能拡充</li> </ul> <p>⑥ キャッシュレスの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手数料の必要な手続や税・料の支払いについてキャッシュレス化を検討</li> </ul>																				
年度計画	<table border="1"> <tr> <td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr> <td>オンラインで行う手続の棚卸</td><td>地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続を優先し実施</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>その他オンラインでできる手続の整備・拡充</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>子育て、介護、引越し手続の基幹連携</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	オンラインで行う手続の棚卸	地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続を優先し実施					その他オンラインでできる手続の整備・拡充					子育て、介護、引越し手続の基幹連携			
R3	R4	R5	R6	R7																	
オンラインで行う手続の棚卸	地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続を優先し実施																				
	その他オンラインでできる手続の整備・拡充																				
	子育て、介護、引越し手続の基幹連携																				

取組（プラン）名	ICT を活用した市民通報システムの整備																				
課題	<p>① 全ての地域課題に対して、行政の目が行き届かない。</p> <p>② 本人確認や個人情報を必要としないが即時の対応が必要。</p> <p>③ 市民がまちの異常を発見しても、担当窓口を調べるなどの負担を生じている。</p>																				
国の計画	—																				
具体的手法	<p>① LINE 公式アカウントでの通報</p> <p>LINE アプリを使用し市民からの即時通報ができる仕組みを整備し、通報制度の手軽さや一元化、市民の見回り機能により行政の業務効率化を図る。写真添付や位置情報の活用</p>																				
年度計画	<table border="1"> <tr> <td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>LINE 公式アカウント上での通報運用 随時通報メニューの拡充</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	R3	R4	R5	R6	R7							LINE 公式アカウント上での通報運用 随時通報メニューの拡充								
R3	R4	R5	R6	R7																	
	LINE 公式アカウント上での通報運用 随時通報メニューの拡充																				

## 目指すべき姿2 書かない、待たない市役所

取組（プラン）名	市役所窓口の利便性向上
課題	<p>① 市役所の窓口での各種申請手続等において、年度末から、新年度にかけての転入、転出等の手続の増加により窓口に混雑が発生</p> <p>② 申請者自身が申請書類に必要事項を記入する際には、普段書き慣れない書類については、記入の負担が大きく、また記入間違いも多い。</p> <p>③ 出生や不幸があったときの手続などでは、複数の担当窓口を回る必要があり、各窓口で同様の書類に都度記入が必要となり、市民への負担を生じている。</p>
国の計画	<p>デジタル社会の実現に向けた重点計画別冊において、行政手続の利便性向上のため、次の内容を検討するよう求められている。</p> <p>① 事前登録・来庁予約による待ち時間の短縮</p> <p>② 申請書におけるプレプリント等</p>
具体的手法	<p>① 自宅からの申請</p> <p>「行政手続のオンライン化（オンライン手続の推進）」による手法や窓口業務を支援するシステムにより、個人のスマートフォンやPCから申請や届出ができる仕組みを構築する。</p> <p>② 来庁時のタブレット等を使用した申請</p> <p>①ができない市民のため、来庁時にタブレット等を使用した申請書等の作成や窓口予約を行う。職員はシステムの連携などを利用して事務軽減を図る。</p> <p>③マイナンバーカード等の読み取りによる申請書等の記入補助</p> <p>②の手続において、マイナンバーカード等を利用し、入力を省略。また証明書発行対応マルチコピー機による証明書等の自動発行</p> <p>④複数窓口の予約及び申請者情報の連携</p> <p>職員が処理を行うことで、複数の担当部署への予約や申請書の情報を基幹システムで連携する。</p> <p>⑤手数料の納付、決済方法</p> <p>手数料等をキャッシュレス決済で納付することで利便性を高め、同時に自宅での申請も可能とする。</p> <p>⑥窓口の連携、ワンストップ化の待たない窓口の検討</p> <p>複数の窓口にまたがる手続の場合、市民の移動を極力なくすためのフロアストップ、特定の手続のワンストップ化の検討。発券機や予約システムの導入検討。</p>



### 目指すべき姿3 キャッシュレス

取組（プラン）名	キャッシュレス支払の推進																				
課題	<p>① 市関係手続の使用料、手数料及び税・料の支払いについて、現金支払いにより利便性が低い。</p> <p>② キャッシュレス支払いを行ったときの決済事業者への手数料の負担がある。</p>																				
国の計画	<p>「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）においては、2025年6月までにキャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指している。</p> <p>また、規制改革の主な取組（令和3年12月）で、キャッシュレス化の推進が掲げられ、1万件以上の件数の手続等については、オンライン納付、窓口でのキャッシュレス納付を目指す。</p>																				
具体的手法	<p>① 市役所や公共施設の窓口での支払いについて、キャッシュレスの導入検討</p> <p>住民票などの交付手数料の支払いにキャッシュレスを利用する。</p> <p>または、公共施設の利用申請を行う際に、窓口でキャッシュレス支払いを行う。</p> <p>② インターネットを利用した税・料等の電子納付</p> <p>税・料等の支払いについて、個人のスマートフォンなどインターネットを利用しクレジットカード、キャッシュレス等の支払いを導入する。</p> <p>③ オンライン手続の際のキャッシュレス支払い</p> <p>オンライン手続の際に、一連した手続の中でキャッシュレス支払いを行う。マイナポータルでは現状できないが、LINEによる手続の際に導入するなど検討を行う。</p> <p>④ 公共施設予約システム上での施設使用料の納付</p> <p>京都府提供の公共施設予約システム上でのキャッシュレス支払い。京都府によるシステム更新の際にキャッシュレス支払い導入の要望などを行う。</p> <p>※いずれの場合も業務フローの見直しを併せて実施する。</p>																				
年度計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">市民課窓口でのクレジットカード、電子マネー支払い 税・料のスマートフォン決済での支払い</td> </tr> <tr> <td colspan="5">公共施設予約システムの更新</td> </tr> <tr> <td colspan="5">その他手続のキャッシュレス支払い導入検討</td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	市民課窓口でのクレジットカード、電子マネー支払い 税・料のスマートフォン決済での支払い					公共施設予約システムの更新					その他手続のキャッシュレス支払い導入検討				
R3	R4	R5	R6	R7																	
市民課窓口でのクレジットカード、電子マネー支払い 税・料のスマートフォン決済での支払い																					
公共施設予約システムの更新																					
その他手続のキャッシュレス支払い導入検討																					

#### 目指すべき姿4 誰一人取り残さないデジタル化

取組（プラン）名	デジタルデバイド対策															
課題	<p>① 高齢者等でデジタル機器を利用できない環境にある人がオンライン手続等をすることができない。</p> <p>② インターネットを利用できる環境ない人が、オンライン手続等が利用できない。</p> <p>③ デジタル技術などを地域全体（市民、事業者）に普及させるため、関係機関との連携や地域のサポートが必要となる。</p>															
国の計画	<p>デジタル社会の実現に向けた重点計画において、『「年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず誰もがデジタル化の恩恵を享受」できる環境を整備し、次のような基本的な考え方を共有しつつ対応することが重要である。』と定めている。</p> <p>① 利用者の視点を第一に、UI・UX、アクセシビリティに最大限配慮したデジタル機器・サービスを利用シーンに応じ、様々なニーズも踏まえ、きめ細かく提供する。</p> <p>② 高齢者や障害者に対してデジタル機器・サービスの利用を支援する場合、機器等の操作方法等とともに、機器等で何ができる、どのような課題を解決できるかを分かりやすく情報共有する。</p>															
具体的手法	<p>① デジタル機器に不慣れな人でも、利用できる設計、双方向通信オンライン手続やホームページなどをデジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるようなインターフェース（WEB アクセシビリティ）に設計にする。</p> <p>② 外国語など多言語での対応や画像や音声による案内</p> <p>③ 庁内に設置する機器やホームページを画像や音声により案内</p> <p>④ 誰でも利用できるフリーWi-Fi や端末を人が集まりやすい施設や災害避難所に設置</p> <p>⑤ 地域住民のデジタル化のアドバイザー</p> <p>地域住民にデジタル化を進めるため、スマートフォンやデジタル機器の講座の開催や手続の窓口・アドバイザーを臨時に設置</p>															
年度計画	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">各課における電子申請等において、 デジタルデバイドに配慮した行政サービスの実施</td></tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">地域や市民を対象としたデジタルサポートの実施</td></tr> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	各課における電子申請等において、 デジタルデバイドに配慮した行政サービスの実施					地域や市民を対象としたデジタルサポートの実施				
R3	R4	R5	R6	R7												
各課における電子申請等において、 デジタルデバイドに配慮した行政サービスの実施																
地域や市民を対象としたデジタルサポートの実施																

取組（プラン）名	デジタルを活用した広報
課題	<p>平成 28 年度から「伝える」ではなく「伝わる」にこだわった情報発信に取り組み、発信する素材の磨き上げと発信の手法の適切な組み合わせ、多様化に対応する情報発信ツールを整備してきたが、次のような課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① コロナ禍での情報伝達については、即時性や緊急性、正確性などが重要なため、様々なデジタル発信媒体を整備してきたが、情報弱者への情報発信には大きな課題が残る。</li> <li>② 情報発信をする側（市政を進める側）の職員の意識や能力（技術）に格差がある。</li> <li>③ 情報を受け取る側の意識改革が必要。</li> <li>④ 増え続ける情報発信媒体の整理と効率的な活用</li> </ul>
国の計画	<p>デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）においては次のとおり明記されている。</p> <p>多様な環境にある全ての国民にデジタル社会に参画していただくために、その意義と効用を伝え、その成果が国民に喜ばれるよう、デジタル社会がもたらす価値について丁寧に説明するとともに、政策に国民の意見が反映されるよう不断の検討を行っていく必要がある。</p> <p>スマートフォンなどのモバイル端末からの SNS、動画等を活用した的確かつ分かりやすい情報提供など、個々のニーズに即した情報を行政から利用者へ迅速かつ効果的に情報提供するような取組を強化する必要がある</p>
具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緊急時の情報発信では、即時性・緊急性の観点から、情報量に制限のないホームページに基幹情報を整備し、それぞれのターゲットに届くプッシュ型である SNS による気づきに加え基幹情報への誘導を図る。一方で、広報紙は即時性に欠けるものの定期的に全市民に届けることができ、情報弱者にとって最も有効な情報伝達手段である。これらのデジタルとアナログ媒体の組み合わせによる発信、更新回数やターゲットに合わせた発信内容などデジタル媒体の適正活用の強化に取り組む。</li> <li>② 情報を発信する側に成功体験の積み重ねと、情報は「伝える」ものではなく、「伝わる」ことで初めて行政サービスを行えているという意識改革を徹底するため、実務内での更なる研修や訓練を行う。</li> </ul>

	<p>③ 情報を取得することの重要性や必要性など、情報を受けとる側の意識変容を促すことで閲覧習慣の定着を図る。</p> <p>④ 情報量の多いホームページについて、情報を網羅するだけではなく、検索性やデザイン性の向上による見やすさ、SEO 対策等の様々な視点での見直しを行うとともに、SNS や広報紙などとクロスメディア展開を強化していく。SNS ごとのアルゴリズム分析に基づくトライ &amp; エラーを行うことで、デジタル特性を最大限生かした有効活用を行う。</p>																								
年度計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">R3</th> <th style="width: 20%;">R4</th> <th style="width: 20%;">R5</th> <th style="width: 20%;">R6</th> <th style="width: 20%;">R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;">既に開設しているオウンドメディアの有効活用</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;">フォロワーやお友達の定着</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;">物理的なデジタル環境の整備や さらに見やすさ、使いやすさの向上</td> </tr> </tbody> </table>					R3	R4	R5	R6	R7	既に開設しているオウンドメディアの有効活用					フォロワーやお友達の定着					物理的なデジタル環境の整備や さらに見やすさ、使いやすさの向上				
R3	R4	R5	R6	R7																					
既に開設しているオウンドメディアの有効活用																									
フォロワーやお友達の定着																									
物理的なデジタル環境の整備や さらに見やすさ、使いやすさの向上																									

## 目指すべき姿5 デジタル・ワークスタイル

取組（プラン）名	自治体の情報システムの標準化・共通化
課題	<p>① 全国的には、自治体情報システムが独自に導入・運用されている。京都府内では住民登録・税や文書管理・施設予約などで標準化した共同システムを利用している。</p> <p>② 個別に開発したシステムにおいては、サーバー等の機器を設置し、保守や更新が必要となっている。</p>
国の計画	自治体DX推進計画において、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年5月に成立し、令和7年度までに20業務について、標準化したシステムへ移行することが必要
具体的手法	<p>① 「Gov-Cloud」への移行 国の示す20業務については、令和7年度末までに標準化システムへ移行する。</p> <p>② 20業務以外のシステムの構築・改修 Gov-Cloud以外のシステムについては、既存のシステムを利用するかどうかなどを決定し、Gov-Cloudと連携のとれるものに改修していく。</p> <p>③ 京都府自治体情報化推進協議会の動向 京都府内で共同化されている基幹系システムについて、協議会で今後の方向を議論していく。</p> <p>④ 推進体制の整備 府内で標準化に対応するための組織横断的なプロジェクトチーム等の体制を整備する。</p>
年度計画	<p>年度計画ダイアグラムは、R3からR7までの5年間のスケジュールを示す。各段階で実施される主要な活動は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>R3:</b> 推進体制整備、現行システムの要件把握、標準仕様書の策定</li> <li><b>R4:</b> 移行計画作成、関連システムの検討・JVからの情報提供、システム開発</li> <li><b>R5:</b> 関連システムの検討・JVからの情報提供</li> <li><b>R6:</b> システム選定、Gov-Cloud提供開始</li> <li><b>R7:</b> 長岡京市移行期間</li> </ul> <p>また、国レベルで「Gov-Cloud提供開始」と「システム開発」が並行して実施されることが示されている。</p>

取組（プラン）名	業務のデジタル化
課題	<p>① 紙資料を印刷、配付したうえで、集合して会議をしている。</p> <p>② 新しい働き方として、テレワークを定着させるための意識改革、業務の仕分けや勤務形態、ネットワークのリモートアクセス環境整備</p> <p>③ データの入力・転載作業、記入漏れや不備等についての形式的な審査に長時間を要している。</p> <p>④ 新庁舎整備を機に新しい働き方を検討し、業務改善（BPR）に取り組む。</p>
国の計画	<p>デジタル・ガバメント実行計画においては次のとおり明記されています。</p> <p>① ペーパーレス化の推進 書面・対面・押印主義を見直し、ペーパーレス化するとともに、マルチディスプレイ、会議室への大型ディスプレイの配置、Wi-Fi環境の整備、コミュニケーションツールの導入など、更に効率性を向上できる業務環境の実現に取り組む。</p> <p>② テレワークの推進 テレワークを活用した柔軟な働き方の推進は、非常時の業務継続に加え、育児、介護等のために時間制約がある職員、障がい等のために日常・社会生活上の制約がある職員の能力発揮にも資するものであり、ワークライフバランスの観点からも重要</p> <p>③ AI・RPA等デジタル技術の活用 データの入力・転載作業等の効率化・自動化の効果が期待されるRPA、画像や自然言語処理を行い、問合せの自動応答といった業務での活用が期待されるAIを活用し、長時間を要していた事務作業等において、職員を事務作業から解放し、国民生活に直接関わる業務分野や政策・企画の立案などを優先的に取り組む。</p> <p>④ BPRの徹底 利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握し、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスも含めたプロセスの再設計を行い、利用者がサービスを受ける際の最適な手法について検討</p>
具体的手法	<p>長岡京市ではデジタル・ガバメント実行計画の取組を継続していくこととする。</p> <p>① 庁内ワーキンググループにより、新庁舎での新しい働き方と必</p>

	要となるデジタル技術を検討する。 ② 各業務での課題等棚卸を行い、デジタル技術を用いることにより効率化されるものを検討する。 ③ それらの検討を元に、デジタル技術や新しい働き方を導入していく。															
年度計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">R3</td> <td style="width: 20%;">R4</td> <td style="width: 20%;">R5</td> <td style="width: 20%;">R6</td> <td style="width: 20%;">R7</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">各業務の課題 の洗い出し</td> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">新しい働き方、デジタル技術の導入</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">庁内ワーキンググル ープでの検討</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	各業務の課題 の洗い出し		新しい働き方、デジタル技術の導入			庁内ワーキンググル ープでの検討				
R3	R4	R5	R6	R7												
各業務の課題 の洗い出し		新しい働き方、デジタル技術の導入														
庁内ワーキンググル ープでの検討																

取組（プラン）名	データの利活用
課題	<p>① オープンデータの取組によって、行政情報や GIS などの利活用が進められているが、高度な情報セキュリティ対策などの要件が必要</p> <p>② 人間が一目見て理解できるようなデータでありつつも二次利用できるような機械判読性の強化・標準化が必要</p> <p>③ 現在公開しているオープンデータの内容について、質を高くしていく必要がある。</p>
国の計画	<p>① デジタル社会の実現に向けた重点計画において、オープンデータは包括的データ戦略に関する具体的な施策と位置付け、行政の高度化・効率化・透明性向上とともに、民間における創意工夫を生かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民協働での諸問題の解決、これらを通じた産業の国際的競争力の強化や社会全体の生産性向上に資するものとして推進している。地方公共団体においてもサイバーセキュリティや個人情報の保護に配慮しつつ、公共データの公開及び活用を進める。</p> <p>② オープンデータへの取組を実施済みの地方公共団体においては、データ利活用の観点から、データの機械判読性などの質を向上させる方策が必要であり、令和 3 年度中に、オープンデータ取組の質を測る指標を設計する。また、専門家等の派遣、地方公共団体において特に公開が望まれる分野やデータ項目の提示、先進的な</p>

	取組事例や手引き等の紹介、人材育成のための各種研修の在り方、中間支援組織との連携等について検討する。																														
具体的手法	<p>① オープンデータカタログの一元的提供の推進 オープンデータの利用に係るデータ登録業務の負担軽減、ユーザーインターフェースの向上を目的とし、国や京都府が一元的に提供しているデータカタログサイトを利用する。</p> <p>② 推奨データセットの公開 国が推奨するデータセットが公開できるよう研究していく。</p> <p>③ オープンデータの充実 推奨データセットに加えて公開する情報の充実していく。</p> <p>④ オープンデータ・バイ・デザインの推奨 「行政が保有するデータについては、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行う」という「オープン・バイ・デザイン」の考え方の下に行政が保有するデータを原則としてオープンデータ化するために職員啓発を行う。</p>																														
年度計画	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">国とのオープンデータカタログサイトへの参加</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">オープンデータの掲載、充実</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	R3	R4	R5	R6	R7						国とのオープンデータカタログサイトへの参加										オープンデータの掲載、充実									
R3	R4	R5	R6	R7																											
国とのオープンデータカタログサイトへの参加																															
オープンデータの掲載、充実																															

取組（プラン）名	セキュリティ及び個人情報の適切な取扱い
課題	<p>① マイナンバー利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系の三層を分離し、セキュリティポリシーに定められた情報セキュリティ対策を維持する。</p> <p>② 行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウドなど新たなデジタル技術を活用する際の適切な情報セキュリティ対策</p> <p>③ 自治体情報セキュリティクラウドへの参加</p>

国の計画	令和2年12月25日付で「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改正され、「クラウド・バイ・デフォルト原則」、行政手続のオンライン化、働き方改革、サイバー攻撃の増加といった新たな時代の要請や「三層の対策」の課題を踏まえ、地方公共団体に求められるセキュリティ対策を強化。																																								
具体的手法	<p>① セキュリティポリシーの策定</p> <p>時代の要請やデジタル技術の進歩に合わせたセキュリティポリシーの見直しを行う。</p> <p>② 個人情報保護に係る例規の整備</p> <p>令和4年に個人情報保護法が改正され、全国統一ルールになることに伴い、国の制度に基づいた運用や例規の整備を実施する。</p> <p>③ 市民の不安の払拭</p> <p>行政手続のオンライン化を実施する際には、LGWAN-ASPを利用するなど、個人情報が他へ漏洩しない仕組みを構築し、その周知を行う。</p> <p>④ 情報セキュリティインシデントへの対応</p> <p>万一、情報セキュリティインシデントが発生した場合には定められた手順にしたがって処理を行う。</p> <p>⑤ 自治体セキュリティクラウドへの参加</p> <p>京都府セキュリティクラウドへ参加し、ネットワーク接続環境の安全を担保する。</p>																																								
年度計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・セキュリティポリシーの改正</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>改定</td> <td>以後、必要に応じ、改定を検討・実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・自治体セキュリティクラウドへの参加</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1期</td> <td>次期セキュリティクラウドへの参加</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・個人情報保護</td> <td></td> <td>機器更新</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>改正</td> <td>条例等に定められた個人情報保護制度の運用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	・セキュリティポリシーの改正					改定	以後、必要に応じ、改定を検討・実施				・自治体セキュリティクラウドへの参加					第1期	次期セキュリティクラウドへの参加				・個人情報保護		機器更新			改正	条例等に定められた個人情報保護制度の運用								
R3	R4	R5	R6	R7																																					
・セキュリティポリシーの改正																																									
改定	以後、必要に応じ、改定を検討・実施																																								
・自治体セキュリティクラウドへの参加																																									
第1期	次期セキュリティクラウドへの参加																																								
・個人情報保護		機器更新																																							
改正	条例等に定められた個人情報保護制度の運用																																								